

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年10月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400076号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400024号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を120万円、請求期間②の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年9月30日
② 令和3年9月30日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間①及び②の役員報酬(事前確定届出給与)明細書、2020(令和2)年9月度賞与支給控除一覧表及び2021(令和3)年9月度賞与支給控除一覧表(決算賞与)並びに令和2年1月支給分から令和3年12月支給分までの給与支給控除一覧表により、請求者は事業主から請求期間①は120万円、請求期間②は150万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者に係る健康保険厚生年金

保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年6月7日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400115号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400025号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間の標準賞与額を22万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月30日

私は、A事業所から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る請求期間の賞与に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において事業主から22万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年7月4日年金事務所受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に

係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400108号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月1日から昭和59年4月1日まで

私は、請求期間にA事業所にC職として勤務したが、同事業所における厚生年金保険被保険者記録がないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

B事業所は、請求者に係る関係資料は保存期間経過のため保管していない旨回答しており、同事業所における請求者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、A事業所における加入記録は見当たらない上、同事業所が加入していたD健康保険組合は、請求者の加入記録はない旨回答していることから、同事業所における請求者の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録により請求期間にA事業所における厚生年金保険被保険者であることが確認できる者に対して文書照会を行ったが、請求者の勤務実態について具体的な回答は得られず、複数の同僚から請求期間当時の社会保険事務担当者として氏名が挙げられた者は、かなり前のことで分からない旨陳述していることから、同事業所における請求期間に係る厚生年金保険の加入の取扱いを確認することができない。

加えて、A事業所の事業所別被保険者名簿によると、昭和58年6月1日から昭

和 59 年 4 月 21 日までの期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、健保証の（厚年整理）番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。